

駐車場エリアの利用制限範囲について

〇工事期間中は、以下①～⑥のステップで利用制限を実施します。

工程	10月	11月	12月	R2年1月	2月	3月	4月
ステップ①							
ステップ②							
ステップ③							
ステップ④							
ステップ⑤							
ステップ⑥							

※年末・年始は規制を撤去します。

<令和元年 10 月 9 日～10 月末日頃まで(予定)>
ステップ①を実施します。

ステップ① 利用不可エリア

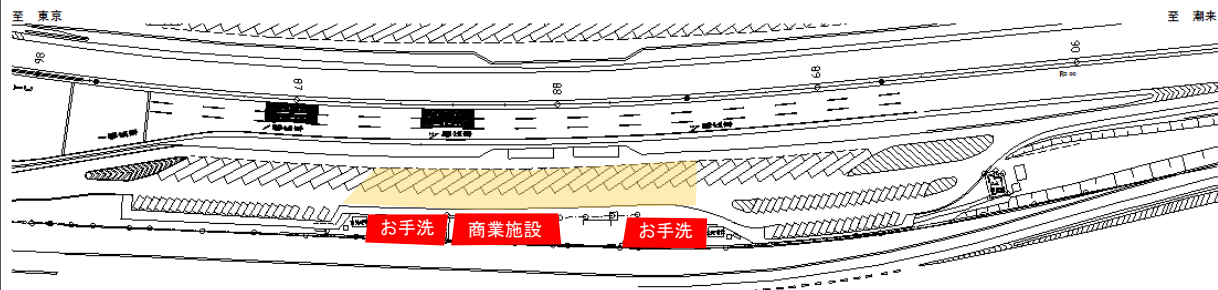
※ステップ①では、既存の大型車ますの一部利用不可となることから、臨時の大型車ますを上図Aの位置に設ける予定です。(4台分)

<令和元年 11 月初旬～11 月末日頃まで(予定)>
ステップ②を実施します。

ステップ② 利用不可エリア

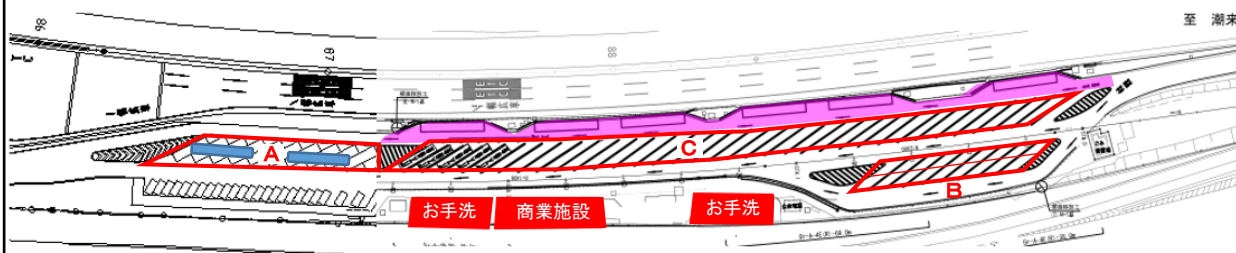
＜令和元年 12 月初旬～12 月末日頃まで(予定)＞
ステップ③を実施します。
年末・年始は規制を撤去します。

ステップ③ 利用不可エリア



＜令和2年 1 月初旬～2 月中旬頃まで(予定)＞
ステップ④を実施します。
年末・年始は規制を撤去します。

ステップ④ 利用不可エリア



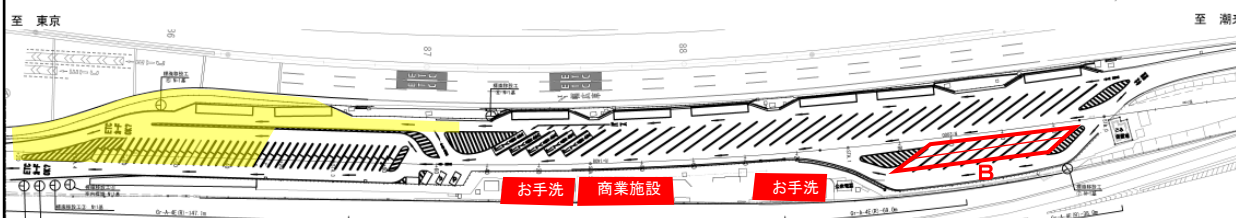
※ステップ④では、既存のトレーラーますが利用不可となることから、臨時のトレーラーまを上図Aの位置に設ける予定です。(2台分)

※ステップ④では、小型車ますが一部利用不可となることから、臨時の小型車まを上図Bの位置に設ける予定です。(約18台分)

※ステップ④では、上図 C のエリアは、後退駐車となります。また工事に伴って、ます数が減少します。

＜令和2年 2 月中旬～3 月末日頃まで(予定)＞
ステップ⑤を実施します。

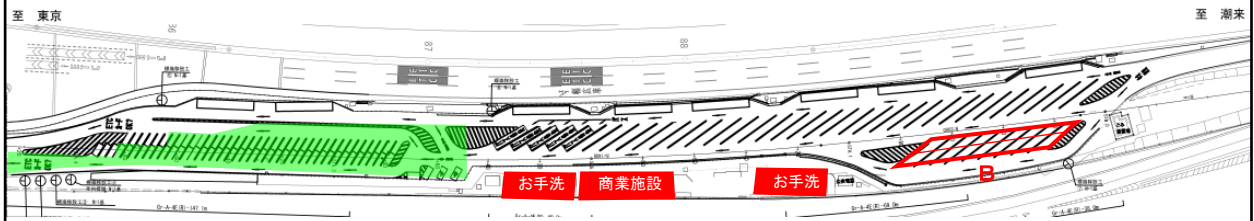
ステップ⑤ 利用不可エリア



※ステップ⑤では、小型車ますが一部利用不可となることから、臨時の小型車まを上図Bの位置に設ける予定です。(約18台分)

＜令和2年4月初旬～4月末日頃まで(予定)＞
ステップ⑥を実施します。

ステップ⑥ 利用不可エリア



※ステップ⑥では、小型車ますが一部利用不可となることから、臨時の小型車ますを上図Bの位置に設ける予定です。(約18台分)